

## 富山市空き家情報バンクサポート奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市空き家情報バンクサポート奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 市長は、官民が一体となり低廉な空き家等の流通を促進することで、住環境の改善や地域の活性化を図るため、富山市空き家情報バンクに登録された空き家等の所有者をサポートする事業者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 富山市空き家情報バンク実施要綱第4条第3項により定める富山市空き家情報バンク登録台帳に登録された物件をいう。
- (2) 空き家情報バンク 富山市空き家情報バンク実施要項第2条第3号により定める富山市空き家情報バンク制度をいう。
- (3) 不動産業者 富山市空き家情報バンク実施要綱第2条第6号に定める事業者をいう。
- (4) 居住誘導区域 富山市まちなか・公共交通沿線居住推進事業制度要綱第2条第1項第1号及び第3号に掲げる区域をいう。
- (5) 売買価格 当該空き家等の売買にかかる代金の額をいう。ただし、当該売買にかかる消費税相当額を含まないものとする。
- (6) サポート 不動産業者が、空き家情報バンクの連絡先として登録され、空き家の所有者に対して情報提供や助言等を行い、市に結果を報告することをいう。
- (7) 成約 空き家情報バンクに登録された空き家の売買が成立することをいう。

### (交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、奨励金の交付を申請した日において、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 不動産業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は同法同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）に該当しないこと。また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (4) 富山市空き家総合相談窓口運營業務委託の受託者またはその役員等ではないこと。
- (5) 前各号に掲げる者のほか、奨励金の交付をすることが不適當であると市長が認める者に該当しないこと。

### (対象事業)

第5条 奨励金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 不動産業者のサポートにより成約した空き家等であること。

- (2) 空き家情報バンクに登録した期間を通して売買価格が800万円以下であること。
- (3) 空き家情報バンクに登録後、1年を経過していること。
- (4) 成約に係る所有権移転登記が完了していること。
- (5) 当該空き家等の買主が早期に当該空き家等の活用及び適正な管理を行うことができるように努めること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は奨励金を交付しない。

- (1) 過去に奨励金の交付対象となった空き家等を成約した場合。
- (2) 不動産業を業務として行っている個人又は法人が買主である場合。
- (3) 三親等以内の親族による成約の場合。
- (4) その他市長が適当でないと認める場合。

#### (奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、空き家等の成約1件につき30万円とする。ただし、該当の空き家等が居住誘導区域内にある場合は、1件あたり50万円とする。

2 本奨励金の交付は、当該空き家等1戸につき1回限りとする。

#### (交付の申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、富山市空き家等仲介奨励金交付申請書(様式第1号)に別表第1に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、成約した日から3月以内に行うものとする。

#### (交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の審査により、奨励金を交付すべきと認めるときは、奨励金の交付を決定し、その額を確定するものとする。

2 規則第19条の規定に基づき、規則第5条に規定する交付の決定及び規則第13条に規定する額の確定の手続きを併合する。

3 第1項に規定する交付の決定および額の確定については、富山市空き家等仲介奨励金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

#### (奨励金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 奨励金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき
- (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、富山市空き家等仲介奨励金取消決定通知書(様式第3号)により、交付の決定を受けた者に通知するものとする。

#### (奨励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の返還を命ずるときは、富山市空き家等仲介奨励金返還命令書(様式第4号)により、奨励金の交付を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定により奨励金の返還の請求を受けた者は、当該奨励金を市長が定める期限

までに返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙1 交付申請書に添える書類

提出書類	内容
売買契約書の写し	売主、不動産業者、空き家等の売買価格がわかるもの
建物及び土地の登記簿謄本（原本）	売買による所有権移転がわかるもの
納税証明書（原本）	申請者の富山市税の滞納がないことがわかるもの
その他市長が必要と認める書類	適宜